

国分寺市教育委員会議事録・第2-1号

会議の種類 第1回国分寺市教育委員会臨時会
会議の日時 令和5年2月6日(月) 午後1時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜 希 子
委 員	藤 井 健 志

(説明員)

教育部長	可 児 泰 則
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	大 島 伸 二
指導主事	野 村 宏 行
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課長	柳 功 一
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	櫻 井 明 徳

(事務局)

書 記	佐々木 理絵子
書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹

傍聴人 0人

〔開会と署名委員の指名〕

午後1時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番富山教育長職務代理者、3番藤井委員を指名した。

〔教育長等の報告〕

教育長 先週は第四中学校の研究発表会、そして特別支援学級の合同学習発表会に御参加いただきましてありがとうございました。子どもたちが元気に発表し、学んでいる様子を拝見していただけたと思っています。御出席、ありがとうございました。

〔議事〕

1 議案第6号 令和4年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現時点において、第4回定例市議会に提案を予定している教育委員会の補正予算案については、歳入が3課8件、歳出が3課9件になります。従前どおり、歳入については、教育総務課から取りまとめて御説明をさせていただき、歳出については、各担当課より御説明をさせていただきます。冒頭説明終了後の質疑については、各担当課の説明員により個別にお答えをさせていただきます。

では、歳入の補正予算案の総括表を御覧ください。教育総務課所管は1件です。項番1、都支出金の教育費都補助金の小中学校施設整備費補助金については、昨年10月に交付決定のあった東京都公立学校施設防災機能強化支援補助金で、今年度実施しました市立第一中学校の大規模改造工事に係る事業に充当するものとして、補助金507万7,000円の増額計上を新たに行うものです。

続いて、学校指導課所管は2件です。項番1、都支出金の教育費都補助金、部活動指導員配置経費補助事業補助金282万5,000円の減額については、中学校部活動指導員の配置に関して、当初見込んだ人数よりも配置人数が少なかったことによる補助金の減額です。補助金の充当先については、歳出の総括表の学校指導課所管の項番2、教育研究指導事業費になります。

続いて、項番2、都支出金の教育費委託金、教育事務事業費委託金196万6,000円の減額については、大規模校の第二小学校において、時間額会計年度任用職員の補正職員を配置しなかったことによる補助金の減額です。補助金の充当先については、歳出の総括表の学校指導課所管の項番3、東京都教育委員会の事務処理の特例条例に基づく事務事業費です。

続いて、ふるさと文化財課所管は5件です。2つに分けて、それぞれ説明させていただきます。

項番1、国庫支出金の教育費、国庫補助金及び項番3、都支出金の教育費、都補助金でそれぞれ、文化財保護費補助金の国費265万6,000円及び都費132万8,000円の減額については、いずれも国の補助査定に基づく減額です。

続いて、項番2、国庫支出金の教育費国庫補助金及び項番4、都支出金の教育費都補助金でそれぞれ、史跡武蔵国分寺跡公園施設費補助金の国費1,811万2,000円及び都費226万4,000円の減額並びに項番5、市債の史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業債170万円の

減額については、史跡武蔵国分寺跡公園事業用地買収に係る公有財産購入費の土地単価の減によるものです。補助金の充当先はいずれも歳出の総括表のふるさと文化財課所管の項番2の買収計画です。

続いて、歳出に入ります。2ページを御覧ください。教育総務課は計4件です。

項番1、学校管理費、小学校の施設維持管理に要する経費及び項番3、学校管理費、中学校の施設維持管理に要する経費です。これらは特定建築物定期検査委託料などの契約差金として小学校の学校管理費349万5,000円及び中学校の学校管理費、145万4,000円をそれぞれ減額したいというものです。

続いて、項番2、学校施設整備費、小学校の施設整備に要する経費です。委託料の減額については、第三小学校及び第十小学校の校舎増築工事に伴う設計委託料の契約差金として、1,746万6,000円を、使用料及び賃借料の減額については、第十小学校の仮設プレハブ校舎賃借料の契約差金として216万5,000円をそれぞれ減額したいというものです。項番4、学校施設整備費、中学校の施設整備に要する経費です。工事請負費について、第一中学校の大規模改造工事の契約差金、725万9,000円を減額したいというものです。

学校指導課長 学校指導課の項番1、教育指導費、各種大会参加費について、114万1,000円の減額補正をお願いします。新型コロナウイルス感染症の影響による部活動自体の制限や、参加大会の制限等に伴う大会参加の補助負担金及び交付金について減額補正となります。

続いて、項番2、教育指導費、教育研究指導事業費、716万8,000円の減額補正をお願いします。コロナ禍における部活動指導員や外部指導員、また、水泳指導補助員等に関わる報酬等の減額補正です。

項番3、教育指導費、東京都教育委員会の事務処理の特例条例に基づく事務事業費について、196万6,000円の減額補正をお願いします。これは、学校事務職員等の欠員発生の代替人員予算を確保していましたが、欠員が発生しなかったこと、また、大規模校に配置する規模補正事務職員の第二小学校における適任者がおらず、配置しなかったことなどによる報酬等の減額補正となります。

ふるさと文化財課長 項番1、企画費、史跡指定100周年記念に要する経費の委託料について、113万2,000円の減額補正をお願いします。国分寺駅北口、南口、西国分寺駅の南口に掲出しておりますバナーフラッグの作成委託料について、契約差金が106万6,000円となり、その差金113万2,000円の契約差金を減額補正するものです。

続いて、項番2、史跡武蔵国分寺跡公園施設費、史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要する経費の公有財産購入費について、2,263万9,000円の減額補正です。こちらは、今年度予定していました2件の用地買収について、金額が決まったため、その差額を減額補正するものです。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 学校指導課の項番1、教育指導費、各種大会参加費が約3分の1減っているのは、まだ中学校の部活動の大会は、この金額に比例した形で3分の1ぐらいは中止等になってしまうのでしょうか。項番2は、従来のものが減ったというよりは、増やしていこうとしたが、そこまで増えていかなかったという理解でよろしいでしょうか。

学校指導課長 項番1、各種大会参加費は、3月までの出場見込みとして予算の約62%を見込んでいまして、今回38%を補正減する予定です。様々な大会は実施されるようにはな

ってきたものの、今年度も新型コロナウイルス感染症等による学級閉鎖、学年閉鎖等も発生し、部活動自体の実施が控えられ、大会に参加できなかった生徒もいました。また、遠方で行われる大会は、参加を控えるような御家庭もあったと聞いていて、実績は全国大会3つ、関東大会3つ、合わせて6大会に参加しているという報告を受けています。

続いて、項番2は、今後増やしていこうと考えて準備しています。例えば、部活動指導員は、10人分の予算で調整をしていましたが、様々な調整が進みもう少しのところでもうまく調整がつかず2人分は確保できずに、最終的には8人となりました。また、外部指導員も25人分の予算で調整していましたが、様々な状況により、現段階では17人の雇用となっています。引き続き、外部の人材に働きかけて、働き方改革、また、部活動の充実に努めてまいりたいと考えています。

富山教育長職務代理者 学校指導課の項番2の部活動指導員の件です。条件の不一致と書かれていて、学校が求める人材が2人分見つからないということですが、求める人材が集まらなかったなど具体的な部分を、教えてください。

学校指導課長 部活動は、ガイドライン等も示され、練習し過ぎなどで過熱しないことなどが示されています。ガイドラインによると、最大でも平日で4日、また、休日は1日で実施、それから時間数にも制限はあります。また、部活動により開催する曜日が異なっています。求める人材として、例えば、学生であっても、木曜日は都合がつかないなど、いろいろな条件の不一致があり、部活動自体の日程、開催日を変えるわけにもいかず、調整がつかなくなりました。

富山教育長職務代理者 曜日、その時間帯のときに、都合のつく人がいなかったということですね。待遇の面ではいかがでしょうか。どの程度、報償費として支払われているのか教えてください。

学校指導課長 部活動指導員は、東京都の補助もあり、1時間1,600円をお願いすることができます。外部指導員は、今年度は時給換算では難しい数だったのですが、次年度に向けては一律最低賃金ぐらいには引き上げる予算立てをしています。

富山教育長職務代理者 東京都の最低賃金が1,072円なので、1,600円はそれなりの対価が支払われていると思います。報償費が支払われているにもかかわらず、その時間帯に合った人がいないことが問題です。来年度から3年間、部活動の地域移行が最大の課題として今掲げられております。それを見通したときに、対価の問題よりも、その時間帯に合った人がどれだけそこにいるのか、見つけているのか、見つけていくのかという課題があるように思い、質問をしました。学校ができること、教育委員会ができること、さらに地域、社会に対して、その部活動の趣旨を広報していくなどをして、人材の開発ができたらいいと思います。

教育長 教育委員会としても部活動の地域移行も含めた充実のためには、人材の確保が極めて重要かと思っています。今年に入っても学校指導課長と一緒に2つの大学に訪問をして、学生、大学院生を含めた部活動への指導員の派遣についてお願いをしてきたところですが、今後とも人材発掘のために教育委員会としても最善を尽くしていきたいと思っています。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第7号 令和5年度国分寺市一般会計予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 教育委員会の次年度の一般会計当初予算案については、議案書のとおり、順番に1ページ目の課別予算案の総括表、2ページ目からは債務負担行為総括表、4ページ目からは歳入、7ページ目からは歳出の各総括表、そして、11ページ目の職員人件費、12ページ目の政策的経費事業について、それぞれその概要をお示ししています。

令和4年度一般会計予算案の時と同様に、歳出を除く各項目は、私から一括説明をさせていただきます。歳出は、各担当課から説明させていただきます。説明後の質疑は、該当する各課から個別にお答えをさせていただきます。

令和5年度の当初予算編成に当たり、今般の世界的なエネルギー価格の上昇をはじめとする物価高の影響を踏まえるとともに、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向にも注視をしながら、職員1人1人が経営的視点、感覚を持って真に必要な不可決な予算は何かを十分に考え、これまで以上に知恵を絞って、創意工夫をしながら、ゼロベースで見直しを進めてまいりました。そして、今般の状況下において実施すべき事業は何かを、教育委員会の各課において検証しながら予算編成作業を行っています。今回お示ししています教育委員会の令和5年度当初予算案を市長へ提案したいと考えています。

1ページを御覧ください。最初に令和5年度一般会計予算案総括表について御説明をします。この総括表は4ページから6ページまでの歳入、7ページから11ページまでの歳出を取りまとめたものです。令和5年度の歳入は、19億7,007万3,000円を見込んでいます。令和4年度と比較すると、8億7,809万6,000円の増額になっています。歳出は、62億3,762万6,000円となり、令和4年度と比較すると、12億9,587万5,000円の増額になっています。

2ページをお願いします。こちらは、新たな追加を見込む債務負担行為の総括表です。教育総務課17件、学務課2件、学校指導課1件、公民館課2件、図書館課3件の計25件です。各課の個別の内容については、記載内容を御覧いただきたいと思います。

続いて、4ページをお願いします。歳入の総括表になります。冒頭申し上げましたとおり、歳入については、私から御説明を申し上げます。歳入について、各課増減の大きいものを中心に御説明をします。

教育総務課です。令和5年度の合計見込額は、8億7,445万円です。令和4年度との比較では、4億4,345万6,000円の増額になっています。資料の項番2、公立学校施設整備費負担金については、1億1,659万3,000円の増額を見込んでいます。こちらは、当該負担金の対象となります増築棟の建設工事が令和4年度の1件から令和5年度の3件に増えることを見込んで増額となっています。

続いて、項番4、学校施設環境改善交付金、358万4,000円の減額については、当該交付金の対象となる工事件数が、令和4年度の3件から、令和5年度の2件に減ったことに伴う減額です。

項番5、東京都公立学校施設防災機能強化支援事業補助金1,612万5,000円の増額については、これまで大規模改造工事に交付されていた国の補助メニューの一部が令和4年度でなくなったことにより、令和5年度に実施する大規模改造工事については、都費の当該補助金に切り替えたことによる皆増です。

項番7からは市債の充当について記載しています。令和5年度に工事事業を予定している案件について令和5年度計上額の欄にそれぞれ金額を記載しており、御確認をいただきたいと思います。令和4年度との比較では、3億1,400万円の増額となっています。

続いて、項番10, 12, 13, 及び14については、法改正に基づく35人学級実施のための整備として第三小学校, 第七小学校, 第十小学校の増築棟建設工事及び第九小学校の改築工事, そして、項番15は第二中学校の水飲栓直結工事にそれぞれ充てるものです。

続いて、学務課です。令和5年度の合計見込み額、4億8,444万8,000円です。令和4年度との比較では、1,523万円の増額となっています。主な増額要因としては、項番6の雑入, 小学校給食費材料費負担金, 1,579万4,000円の増額によるものです。こちらは、小学校の児童数増による当該負担金の増額を見込んでいます。

続いて、5ページをお願いします。学校指導課です。令和5年度の合計見込み額は9,890万3,000円です。令和4年度との比較では、3,432万4,000円の増額となっています。主な増額要因としては、項番1, 教育指導費補助金, スクールソーシャルワーカー活用事業補助金, 861万3,000円の増額については、令和4年度途中で当該補助事業の強化モデルが決定したことに伴う補助金の増額です。

項番2, 公立小・中学校特別支援教育推進補助金, 809万4,000円の増額及び項番4の学校マネジメント強化学業補助金, 749万3,000円の増額については、新規実施校の増に伴う補助金の増額です。

項番6, 公立学校教育実習生受入環境整備補助事業補助金 390万円の増額については、当該補助事業の対象事業を次年度より開始することに伴う補助金の皆増です。

項番9, 部活動における外部指導者配置支援事業補助金 220万円の増額については、令和4年度の年度途中で事業を開始しました部活動の外部指導者の配置に対する補助金の皆増です。

続いて、社会教育課です。令和5年度の合計見込み額は、1,479万3,000円です。令和4年度との比較では、285万8,000円の増額となっています。主な増額要因としては、項番4, 放課後子ども教室推進事業費補助金 243万2,000円の増額ですが、こちらについては、人件費部分の補助対象経費が増額になったことによるものです。

続いて、6ページをお願いします。ふるさと文化財課です。令和5年度の合計見込み額、4億9,343万8,000円です。令和4年度との比較では、3億8,168万2,000円の増額となっています。主な増額要因としては、項番6, 国費の史跡保存整備費補助金 7,384万5,000円の増額及び項番10, 都費の同補助金, 3,692万2,000円の増額については、令和4年度に樹木の伐採を行った南門地区のうち、令和5年度は西側地区の整備工事を予定していることに伴い、それぞれ増額を見込んでいます。

次に、項番8, 国庫補助金 2億2,426万3,000円の増額及び項番11, 都補助金 2,803万3,000円の増額並びに項番15, 市債 2,100万円の増額については、史跡武蔵国分寺跡公園用地の買収を予定していることに伴い、それぞれ増額を見込んでいます。

続いて、公民館課です。令和5年度の合計見込額は393万円です。令和4年度との比較では、56万6,000円の増額となっています。主な増額要因としては、項番5の教育施設電気代等使用料負担分 50万9,000円の増額によるものです。

最後、図書館課です。図書館利用者のコピーサービスの利用状況を踏まえ、前年度より2万円減額の11万1,000円を見込んでいます。

続いて、歳出に移りたいと思います。11ページをお願いします。令和5年度の教育費職

員人件費その他です。職員人件費の所管は、職員課ですが、ごく簡単に触れておきたいと思います。令和5年度の人件費については、12億5,638万7,000円です。令和4年度と比較しますと2,481万9,000円の減額となっています。

項番1、事務局費は、退職者数の減に伴う退職手当の減額を見込んでおり、項番2、学校管理費及び項番4、社会教育総務費は月額会計年度任用職員の増に伴う報酬の増額を見込んでいます。項番5、公民館費は再任用職員数、項番6、図書館費は職員数のそれぞれ減に伴う給料、職員手当の減額によるものとなっています。

12ページをお願いします。令和5年度の政策的経費事業一覧です。主な事業について、簡単に御説明をさせていただきます。右側の事業概要欄に記載がありますが、項番1及び項番2は、小学校35人学級実施に伴う施設整備事業費として、工事費が7億3,525万8,000円、修繕費が1億3,784万4,000円をそれぞれ計上し、また、項番3及び項番4については、小中学校の大規模改造工事などに係る施設整備事業費として、小学校分の経費1億6,049万7,000円、中学校分の経費1億8,340万7,000円をそれぞれ計上して、項番5については、これらの学校施設整備事業に伴う学校ICT環境整備などに係る事業費として3,059万4,000円を計上しています。

次に、項番10については、学校水泳指導の外部民間施設の活用について、第三小学校での試行実施のために事業費として1,080万4,000円を計上しており、項番11及び項番12は、並木公民館及び光公民館における昇降機の更新設置のための事業費としてそれぞれ2,244万円及び1,771万円の事業費を計上しています。項番13については、令和5年度から本格的に整備工事に入る南門地区のうち、西側地区の整備工事を伴う事業費として1億6,891万2,000円を、項番14については、継続的に進めている史跡地の公有化事業の事業費として3億6,437万3,000円を計上しています。

それでは、7ページにお戻りいただきまして、各課の歳出について、担当課より順番に御説明をします。

教育総務課です。主に増減の大きいものについて御説明をさせていただきます。項番3、教育委員会事務局運営に要する経費、2,289万1,000円の増額については、主に小学校の35人学級実施のための学校等のICTネットワーク環境整備に伴う運用保守経費などの増額によるものです。項番5、小学校の運営に要する経費1,422万3,000円の増額については、主に学校水泳指導業務委託の試行実施による増額です。項番7、小学校の施設維持管理に要する経費1億4,611万7,000円の増額については、主に電気料金、都市ガス料金等、エネルギー価格の高騰に伴う対応や35人学級実施のための特別教室等の普通教室への転換修繕などの経費を増額するというものです。

続いて、項番16、小学校の施設整備に要する経費、4億7,357万1,000円の増額については、35人学級実施のための増築校舍建設工事などの経費の増額です。項番19、中学校の施設維持管理に要する経費968万2,000円の減額については、3年に一度実施する特定建築物の定期検査等を令和4年度に実施したことなどによる減額です。項番27、中学校の施設整備に要する経費2,471万3,000円の増額については、主に第二中学校の水飲栓直結工事の実施に伴う増額です。

最後に、事業名称の欄に学校関係経費、負担金補助金及び行事に用する経費、こちらが記載されている内容は、学校配当予算です。冒頭申し上げた今般の物価高の影響や、新型コロナウイルス感染症の動向なども踏まえつつ、学校として真に必要な予算を確保するとともに、一方で、各校の創意工夫によって見直しが可能なものについては、それを実施し

ていただくことなどをして、当課において適正な予算査定をした結果、最終的に小・中学校総額で前年対比約 25 万円の増額となっています。

続いて、学務課から所管の歳出の計上事業の説明をさせていただきます。

学務課長 8 ページをお願いします。大きく変化のあったものについて御説明させていただきます。項番 7、小学校の保健衛生に要する経費です。こちらは、医療的ケアが必要な児童が令和 5 年度に入学されることから、看護師派遣業務委託料を新たに計上したことによる増額が主な要因です。

続いて、項番 8、小学校の給食に要する経費は、児童数の増による増額及びコロナ禍における給食食材の高騰分について令和 5 年度についても公費にて支援するため、賄い材料費の増額、また、給食調理に要する備品の老朽化による買い替えのため、備品購入費の増が主な増額要因です。一番下の学校保健衛生費の項番 12、中学校の給食に要する経費は、中学校給食の申込者の令和 4 年度の実績を加味し、若干減を見込んでいるものの、5 年間の平均で算出した額、小学校と同様に、コロナ禍における給食食材の高騰分についてこちらも公費にて支援するため、中学校給食調理業務委託料の増額により増ということになっています。私からは以上になります。

学校指導課長 資料 9 ページをお願いします。増減の大きなものについて御説明します。項番 3、教育研究指導事業費ですが、前年と比べ 1,073 万 4,000 円の増となります。主な要因は外国人英語指導業務委託の委託料の増加、上昇のためです。これに加えて、部活動指導員や外部指導員の配置人数等の増によるものです。

項番 6、スクール・サポート・スタッフ配置事業ですが、前年と比べ、241 万 1,000 円の増です。この事業は働き方改革の一環として、スクール・サポート・スタッフを各学校に配置することで教員の負担軽減を図ることであります。主な要因は、人件費の上昇及び大規模校に複数配置を行ったことによります。項番 7、学校マネジメント強化事業も前年度と比べ、749 万 3,000 円の増となります。こちらも東京都の働き方改革の一環として、副校長補佐を任用し、事務の支援を行うものです。増加した主な要因は人件費の上昇及び新規に 4 校が申請したことによるものです。

項番 14、特別支援教育に要する経費は、前年度と比べ、345 万 9,000 円の増となります。この事業は通常の学級において障害等のある児童・生徒の学校生活への適応等を支援し、学級運営の充実を図るために配置するものです。配置するクラスアシスタントの人件費の上昇及び配置時間の増です。

社会教育課長 社会教育課の主な増減については、項番 1、ひかりプラザの維持管理に要する経費が、3,610 万 8,000 円の増となっています。主な理由はひかりプラザ内の空調や冷温水器を一括管理する中央監視装置と熱源制御台数コントローラーが経年劣化で交換が必要となり、修繕料合計 2,530 万円を計上しております。また、電気・ガス料金については、最近のエネルギー事情から高騰が見込まれ、1,159 万 1,000 円の増額としました。

ふるさと文化財課長 昨年度と比較して大きく変更点があったものについて御説明をします。まずは、項番 1 から 4 ですが、今年度 1 年を通して行いました武蔵国分寺跡史跡指定 100 周年記念事業、こちらは総務費の中の企画費として全庁的に事業を実施しましたが、本事業は令和 4 年度で一区切りとなりますので、令和 5 年度はこれらの事業がなくなるものです。

次に、項番 6 ですが、文化財調査費に要する経費で、3,745 万 3,000 円として、161 万 1,000 円の減額としました。遺跡調査会等に委託する市内所在遺跡の発掘調査委託料につ

いて、実績に合わせて減額したものです。

次に、項番7、文化財展示施設に要する経費では、272万4,000円の増、項番9、文化財保護事務に要する経費としては、76万9,000円の増、また、項番8、文化財普及に要する経費は392万3,000円の減額となります。こちら、3点の理由ですが、時間額会計年度職員の報酬額を実際の業務と照らし合わせ、適正化を図り、事業の見直しを行ったものです。

項番10、史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要する経費については、昨年度の8,683万7,000円に比べ、2億7,753万6,000円の増となり、3億6,437万3,000円となります。なお、令和4年度の当初予算については、3月に同時補正を行い、1件を追加しましたので、現計予算額としては2億8,524万4,000円となっています。現計予算額との差については、7,912万9,000円となります。こちらは政策的経費の14番にも記載がありますが、令和5年度に予定している用地買収面積が令和4年度に比べ、大きいための増額となります。なお、歳入として、国費で5分の4、都費として10分の1、起債については、残りの額に充当率75%として計上しています。

項番12、史跡保存整備に要する経費については、1億4,391万7,000円の増になり、1億6,891万2,000円となります。これは、令和5年度に実施する南門地区西側の整備の工事によるもので、工事関係経費が増となります。南門地区の整備は令和4年度から令和7年度までの4か年事業となり、昨年度は景観を整える工事を約2,000万円の経費をもち整備しましたが、実際の本工事については、令和5年度から7年度までの3か年という形になるので、工事費が増となっているものです。

公民館課長兼本多公民館長 公民館は令和5年度計上しました歳出は2億4,634万1,000円で、前年度に比べ、増減額が8,359万3,000円となります。減額の要因といたしまして、項番1、史跡指定100周年記念に要する経費について、歴史講座の講師料として上げておりました予算額を今年度は計上していませんので、その分減額となっています。

主な増額の理由としまして、項番3、公民館事業に要する経費の中で時間額会計年度任用職員の報酬費の単価が増額となった分が増額となっています。項番4、公民館の施設維持管理に要する経費は、光熱費、電気・ガス料金の増加及び老朽化に伴って施設修繕を行います。大きなものとして本多公民館の変電施設の設備修繕、光公民館の昇降機の修繕、並木公民館の昇降機修繕が増額の要因となっています。

図書館課長兼本多図書館長 項番1、図書館運営協議会に要する経費は、これまで図書館運営協議会では、年1回他市の図書館の視察を行っていましたが、これを年1回から任期中1回に改めたため、委員報酬と旅費が減額となっています。項番2、図書館運営関係経費は、図書館窓口業務の一部委託が来年度契約更新され、また、各図書館等の図書運搬業務委託が来年度更新されます。これらの委託料は、今年度実施をしました電子図書館サービスの利用者登録事務や、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業など新たな業務が加わったことに加え、受託事業者の人件費の上昇に伴い、委託料の増加も見込まれます。また、運搬業務についても、車両燃料費や受託事業者の人件費の上昇に伴い、委託料の増加が見込まれることから委託料を増額しています。

さらに、令和4年度より開始をしました電子図書館サービスの安定した運営を継続するための経費を計上し、また、紙の図書についても充実を図るために図書費を増額しています。本事務事業については、委託料、役務費、需用費の増額等により、前年度比2,025万円の増額となっています。

次の項番3、子ども読書活動推進等関係経費は、消耗品等の見直しを図り、わずかですが減額をしています。最後の項番4、図書館の施設維持管理に要する経費については、施設の簡易修繕を行うための経費及び光熱費の増額等により、前年度と比べて増額しています。

図書館課全体として、御説明しました委託料等の増額により、前年度と比べて増額となっています。事務事業の見直しを図りて、利用者のリクエストに応えられるよう図書購入費の確保に努めてまいりました。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 学校指導課にお伺いします。5ページの項番1で、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金として都の強化モデルになったという話があり、そのことにより増額となったことについて、もう少し細かく教えてください。

学校指導課長 スクールソーシャルワーカー活用事業補助金の強化モデルですが、こちらは昨年の年度途中、市議会においては12月補正で報告をしましたが、年度途中に決まったものです。これは、各学校における指導体制を充実するために、全学校のスクールソーシャルワーカーと、週に1回、3時間以上、必ず巡回する形でサポートするという体制がとれた自治体に交付される事業で、国分寺市においても9月からその体制をとることができたため、決定されたものです。

今年度も引き続き、この事業を推進してまいります。

大木委員 昨今の様々な事情がありますので、スクールソーシャルワーカーがしっかりと都からお認めいただけるような体制がとれたことは、学校指導課をはじめとする皆様の御尽力のおかげだと思います。ぜひこれからもお続けいただければと思います。

項番2、項番4の公立小・中学校特別支援教育推進補助金、学校マネジメント強化事業補助金も新規実施校が増えてというお話がありましたが、新規に実施される学校の中で、特筆するような新たな内容はありますか。

学校指導課長 こちらは特段状況が変わった学校があるということはありませんが、例えば、項番7、都の補助金等を配布する基準が少しずつ緩くなり、現状に合わせて認めていただけるようになってきたところがあります。例えば、学校マネジメント強化事業について、昨年度は、第二小学校及び第四小学校は、この対象校ではありませんでした。副校長複数配置校は、配置基準の対象外でしたが、次年度に向けてはその基準がなくなったため申請をしたものです。

大木委員 非常によく理解できました。

項番8、項番9に関わる部活動指導員、それから外部指導員配置に関して、先ほども条件に見合わずに、配置できなかったとお伺いしました。時給も、都の最低賃金が難しいようなところも外部指導員にはあるとお伺いしました。こちらの事業を進めていく上で、御指導いただく方々に対する責任は非常に重くなると思います。先日の区市町村の研修にお伺いしたときにも、あえて質問させていただきましたが、学校の部活動を地域移行した場合の責任の所在は、実施した方々にあるというお答えをいただいたと思います。

このような時給で大きな責任を負っていただくということを考えると、なり手としても、ボランティアとしてやる分にはいいのですが、そのあたりのバランスも十分お考えいただくことが必要かと思います。まだこれは予算ですので、どの程度しっかりつくかわかりませんが、そのようなことも踏まえ、子どもたちの部活動がより充実したものになるように、

御検討を引き続きいただければと思います。

学校指導課長 現段階では予算ですが、決定しましたら、子どもたちの教育の一環ですので、意義と責任についてしっかりと話し合った上で、雇用をしていきたいと考えています。

大木委員 図書館課にお伺いしたいのですが、11 ページの人件費に関して、大幅な減額となっています。先ほど職員数減のためとお伺いしましたが、職員が減って何か運営に支障はないのか心配になりましたので、伺わせてください。

図書館課長兼本多図書館長 大きな要因として、令和4年度は定年退職者がいます。その分の職員の手当の差がこのように大きな金額としてあらわれています。

大木委員 実質的な職員数が大幅に減ったというわけではないということでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 人員数は、変更ありません。

大木委員 安心いたしました。あまりに大きな減額でしたので、運営に何か支障があっては大変かと思ってお伺いしました。

藤井委員 第二中学校の水飲栓直結工事とはどのような工事でしょうか。

教育総務課長 現在、高架水槽を通して水道管から各蛇口にとっている水をそのまま水道管から直結して持ってくることによって、冷たい水を提供できるという事業です。これまでも長年にわたって順次実施してきており、次年度は第二中学校で実施したいということです。

藤井委員 市内の小・中学校の実施状況はどうなっていますか。

教育総務課長 小学校は、9校実施しており、中学校は、1校で、次年度で2校目です。

藤井委員 先日、東京新聞が一面に大きく、この地域の飲料水のがん性物質について扱っていましたが、教育委員会にも保護者から声が上がってきていますか。

教育総務課長 現在のところそういった声は上がってきていません。

辻委員 学校指導課に1件伺います。項番の6、教育実習生受入環境整備補助事業補助金というのが新しく入ったようですが、これは具体的にどのようなことがなされる予定でしょうか。

学校指導課長 こちら、今般の教員のなり手不足等の改善事業に向けての1つになり、東京都のから教育実習生が志を持って学校に来たときに、その受入環境を整備することによって、教員となる人材を確保しよう、そのような趣旨で導入される事業です。こちらについては、その生徒や、受入れをする実習校に対して、環境を整備するという意味で、例えば、実習生さんのための机や椅子とか、書棚、または、パソコンを使いますので、パソコンなど、その実情に応じて必要なものを活用するために使ってよいということでお認めいただいた補助金です。

辻委員 ただいまのお答えにありましたとおり、教員志望者の不足というのは、社会問題と言ってもいいぐらいの喫緊の課題になっていると思うのですが、このような事業がぜひとも功を奏して、国分寺市に教育実習に来てくださった方が希望を持って教職員の肩書きを続けてくださるとよいと思います。

伺うと、主に、ハード面での整備をしてお迎えをするということのようですが、ゆくゆくは教育実習生に何か指導に時間をかけるために人が増やせるなど、ソフト面まで広がりとなおよいのではないかと思います。教育実習の先生がいらっしやると、児童・生徒にとっても、とても活気が出ていい刺激を与えていただいて、教育効果も大変高いと思いますので、ぜひともこの事業がうまくいってくれるといいと思いました。

続けて、社会教育課に伺いたいのですが、青少年対策費の項番8、わんぱく学校に要す

る経費が 44 万 2,000 円の減になっていますが、これは募集定員を減らすなどそういう予定なのでしょうか。

社会教育課長 こちらのほう、項番 7 と少し関連があるのですが、今までわんぱく学校生の経費と、青少年地域リーダーの経費が一緒になっていて、青少年地域リーダーのほうは今まで人数が少なかったので、わんぱく学校のほうに一緒になっていたのですが、最近、青少年地域リーダーのほうが増えしてきたので、項番 7 に必要経費を移行させていただいて、その関係でわんぱくの経費の移行した分が減っているということになります。そして、逆に項番 7 の青少年地域リーダーのほうに関しては、その対象の人数を少し増やして予算を検討しているということになります。

教育長 わんぱく学校の人数が減っているというわけではないのですね。

社会教育課長 そうです。今までどおりになります。

辻委員 そうすると、この項番 7 と 8 をセットで見れば、わんぱく学校については、維持もしくは充実していくという方向で、予算をとっていただいているということよろしいですね。

社会教育課長 おっしゃるとおり、人数的には問題はありません。変わらず充実させてやっていくということです。

辻委員 先日の社会教育に関する公開していただいた答申でもすごく高い評価をいただいていたので、ぜひとも拡充の方向で進めていただければと思います。以上です。

富山教育長職務代理者 9 ページの学校指導課、項番 3 のところで、もう少し詳しくお話を伺いたいと思います。増減のところを見ますと、約 1,000 万円で、令和 5 年度の計上予算は約 2 割ぐらい増えています。その内容として、英語指導員等の説明がありました。もう少し詳しく、2 割増加した部分の内容についてお話しください。

学校指導課長 先ほど事由に挙げました外国人英語指導業務委託については、今年度で契約が切れまして、次年度令和 5 年度から 3 年間のプロポーザル契約を結ぶ段になっています。新たに契約を結ぶにあたり、今般の人件費の上昇、また、今後見込まれる学級増もありますので、どうしても配置の時間、配置の日数等が増えます。これを、今回計上しているのは 3 年間で割り返していますが、そちらについてまず非常に増えているというのが 1 点目。

それから、ほかの事務でも御説明しました部活動の指導員、また、外部指導員、これがここに入っていて、部活動指導員については、次年度は 12 人の人材を確保したいということがあり、また、外部指導者についても現状 17 人でいますが、22 人としたいと考えています。そして、こちらについては、先ほど少し話題にしましたが、少なくとも一定の時給にすることで時給単価を上げていますので、御指摘のとおり 2 割近くの増になったということです。

富山教育長職務代理者 ありがとうございます。懸案の中学校部活動に関わって、人員を増やして予算化されているということをお伺いして安心しました。

それから別件です。12 ページになりますが、項番 4 のところを見てみますと、中学校の施設整備事業となっていて、事業費総額が書いてあるのですが、お聞きしたいのは、この根拠法規になっているのがいわゆる義務法だと思っておりますが、この校舎を整備するときに国庫が負担する割合というのが、義務法では 2 分の 1 に決まっていると思います。現状として、こういう整備をするときに、国庫はどの程度総額に対して補助金を割合として、事業費に対して出してくれるのか、そこのところをお伺いしたいなと思っています。

項番4を見ますと、事業費が書かれていて、その次に、国庫それから地方債、それから本市の一般財源からとなっていて、国のところを見ると、およそ16.9%です。都は16.7%で、合わせても33.6%であり、国の義務法からして16.9%しか出してくれないのかなと思いました。今この割合で、国の負担率で、義務教育の校舎等が建設されているのか、その辺を伺いたいと思います。

教育総務課長 こちらについては、委員御指摘のところ、例えば、項番4と項番1で、充てる国の補助金というのは別の内容になります。ちなみに、No.1のほうは義務標準法の一部改正が行われて35人学級を実施していくのですが、増築工事を新たに建てるという場合については、基準額の国費は2分の1というメニューがあります。これも様々、対象になるもの、ならないものがあるのですが、そこを精査して、そこに延べ面積をかける形で出していくのですが、項番4は、補助率は、増築棟の整備のほうとは違い、こちらについては、例えば、校舎の中のLED化など、そういうものも含めて大規模改造工事を実施していくのですが、国費は7分の2という形であり28.5%になります。そういう補助の補助率になっていることであり、そこは実施していく工事によって、補助率が異なっているので、我々も国の制度として使えるものは使っていこうということです。

あと、もう1点、事業費に対して、少ないのではないかという点についてですが、そこについては、私ども26市の都市教育長会で、しっかりと国に要望を上げていくことを例年実施していますので、引き続き、今後も要望を上げていきたいということで考えています。

富山教育長職務代理者 わかりました。一律的に義務標準法に書いてある、3条のところを書いてある負担率、2分の1というのが通用しているのかなと思ったのですが、その内容によっては、7分の2という場合もあるということですね。

教育総務課長 そうなります。

富山教育長職務代理者 わかりました。今後、そうしたときにこの表を見てみると、地方債、要するに、国分寺市が借金するのがこの項番4だけを見ると、56.8%とその総事業費に対して借金を半分以上しないと義務教育の校舎が充実しないという現状があることを踏まえ、これから長寿命化も本市はしていかなければいけないという、今後も考え、やはり長寿命化というのは、日本の場合、それぞれの市によって多少違うとしても全国的な問題だと思うのですが、本市のように35人学級にプラスして子どもも増えているという形で、さらに校舎をつくらなければいけないところで、同じような負担率だと大変地方債が多くなってしまふという心配をするわけですが、国があつてのことなので、なかなか表現が難しいのですが、期待としては、やっぱり義務標準法の上を、かつて子どもが多かった時代、3分の2を負担してきたはずです。そこまで戻れとは言いませんが、国分寺市の負担軽減の部分で、国の標準法による負担率が増えていくといいと、そんな期待を持っているところ、以上です。

教育長 国に対して、また、都に対しても、私どもとしても申し入れをしていっていますので、引き続き、継続してまいりたいと思います。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

教育長 議案第8号「令和5年度市立小中学校校長の異動について」及び議案第9号「令和5年度市立小中学校副校長の異動について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に

規定する人事に関する案件のため、秘密会で御審議いただきたいと思います。

秘密会開催には、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を有しますので、皆様方にお諮りをします。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 全員賛成をもって、秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退出をお願いします。なお、事務局は退出される方の誘導をお願いします。

－秘密会－（午後2時43分～午後3時）

教育長 それでは、以上をもちまして、秘密会を閉会します。退出された方々を議場に入れてください。

〔協議〕

なし

〔報告〕

なし

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午後3時00分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

2番

高山謙一

3番

藤井健志

調製職員

廣瀬喜朗